

# 都市計画道路星田駅前線街路事業及び小川排水路整備包括支援業務委託 特記仕様書

## 第1章 総 則

### (適用)

第1条 本仕様書は交野市（以下、甲という。）が実施する「都市計画道路星田駅前線街路事業及び小川排水路整備包括支援業務委託」（以下「本業務」という）について、必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 本業務は、星田北地区・星田駅北地区の土地区画整理事業の推進のため、区域外整備について総合的に支援並びに排水路の詳細設計を行うことを目的とする。

区域外整備については、道路築造と排水路整備があり、令和4年度までの完成を目指しており、今年度は用地取得並びに水路の詳細設計を行い、令和3年度早々の工事発注のための準備を見込んでいる。

### (準拠法令等)

第3条 本業務は、本仕様書及び関係法令及び諸法規等に基づき実施するものとし、本仕様書に定めなき事項については、受注者（以下、乙という。）は、甲とその都度協議し、その指示を受けるものとする。

### (業務対象区域)

第4条 都市計画道路星田駅前線整備は枚方市内、小川排水路整備は交野市内とする。

### (提出書類)

第5条 乙は、本業務実施に当り次の書類を速やかに甲に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 業務着手届
- (2) 業務実施計画書
- (3) 管理技術者届
- (4) 管理技術者経歴書
- (5) 担当技術者届
- (6) 担当技術者経歴書
- (7) 技術者資格証（写し）
- (8) 業務工程表
- (9) プライバシーマーク登録証明証（写し）
- (10) ISMS 登録証明証（写し）

(業務体制等)

第6条 乙は、業務の円滑な進捗と業務成果の品質の確保を図るため、適切な技術者を配置するものとする。本業務の開始時に、資格証の写し、企業に属する証明となる保険証を甲に提出するものとする。

(1) 管理技術者

管理技術者について、下記の3種の業務においてそれぞれ配置できる。ただし、複数人の管理技術者を配置する場合は主たる管理技術者を定め甲に報告するものとする。

小川排水路詳細設計及び路線測量等業務の管理技術者は、技術士（総合技術管理部門「建設一河川・砂防又は上下水道一下水道」、技術士（建設部門「河川・砂防及び海岸・海洋」又は上下水道部門「下水道」）、RCCM（河川・砂防及び海岸・海洋）又は（下水道）のいずれかの資格を保有し参加表明書提出期限日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること。

補償調査・用地取得交渉の管理技術者は、補償業務管理士（総合補償部門又は補償関連部門を含む2部門（物件、土地評価に限る））の資格を保有し、参加表明書提出期限日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること。

発注者支援（現場調整・工事積算）の管理技術者は、技術士（総合技術管理部門「建設一河川・砂防又は施工計画、施工設備及び積算又は「上下水道」一下水道）、技術士（建設部門「河川・砂防及び海岸・海洋」又は「施工計画、施工設備及び積算」又は上下水道部門「下水道」）、RCCM（河川・砂防及び海岸・海洋）又は（施工計画、施工設備及び積算）又は（下水道）のいずれかの資格を保有し参加表明書提出期限日以前に3ヶ月以上の雇用関係にあること。

なお、管理技術者と担当技術者の兼務は認めない。

(2) 担当技術者

補償調査・用地取得交渉の担当技術者は、補償業務管理士の資格を有するか、補償調査又は土地取得交渉に関する5年以上の実務経験を有するものであること。

小川排水路詳細設計及び路線測量等業務の担当技術者は、管理技術者の資格要件の資格を有するか、河川・砂防又は下水道設計に関する5年以上の実務経験を有するものであること。

発注者支援（現場調整・工事積算）の担当技術者は、管理技術者の資格要件の資格を有するか、一級土木施工管理技士又は公共工事品質確保技術者（Ⅰ又はⅡ）の資格を有するか、発注者支援に関する5年以上の実務経験を有するものであること。

(契約の解除)

第7条 甲は、乙が契約に定める義務を履行しないとき、又は履行に当たって不正な行為を行ったとき契約を解除する。その場合、委託料の全部又は一部を支払わないことができるものとする。

(一括委託又は一括下請けの禁止)

第8条 乙は、委託業務の全部、又は過半を超える部分を第三者に委託、又は請負わせてはならない。

(疑義)

第9条 諸規程及び本仕様書に明示されていない事項について疑義が生じた場合は、その都

度甲及び乙協議の上、乙は甲の指示に従い業務を遂行するものとする。

(秘密の保持および情報保護対策)

第10条 本業務の遂行上の秘密の保持及び情報保護対策については次の事項に留意するものとする。

(1)乙は、本業務遂行上で知り得た内容について、第三者に漏らしてはならない。また、個人情報のもとより、行政機密等について機密保持を目的とした情報管理の徹底に努めなければならない。そのため乙は、これらの情報保護及び品質管理の観点から、JIS Q 15001（個人情報保護マネジメントシステム）又は JIS Q 27001（情報セキュリティマネジメントシステム）の認証を取得しているものとし、本業務の着手時に認証を証明する登録書の写しを甲に提出するものとする。

(2)甲より、貸与された資料については、乙は破損・紛失の無いよう適正に管理するものとする。

(打合せ)

第11条 業務における打合せは、月1回実施するものとする。その他、必要に応じ打合せを実施できるものとする。

(成果品の瑕疵)

第12条 納品後、成果品に瑕疵が発見された場合は、乙は甲の指示に従い必要な処置を乙の負担において行うものとする。

(完了及び検査)

第13条 本業務の途中においても、甲は必要に応じて随時本仕様書に基づき検査を行い、不備のある箇所について必要な指示を与えることができる。その結果、訂正等の指示を受けた場合は、乙は速やかにその指示に従わなければならない。

(納期及び納入場所)

第14条 本業務の納期及び納入場所は、以下のとおりとする。

- (1)納 期 令和3年3月31日（小川排水路については別途定める。）
- (2)納入場所 本市都市計画部

## 第2章 補償調査・用地取得交渉

(業務内容)

第15条 補償調査・用地取得交渉に関する業務内容は以下のとおりとする。

### 1、補償調査・用地取得交渉

物件調査等標準仕様書(大阪府都市整備部)により行うものとする。

#### (1)打合せ協議

本業務に関する打合せ協議は、業務着手時、定期(1回/月)、成果品納入時に行うものとする。

#### (2)現地踏査

本業務の対象となる区域について現地踏査を行い、買収対象地及び補償対象物件の状況を把握するものとする。

#### (3)関係権利者の照合

貸与する土地調査表、建物登記簿等調査表と登記事項証明書、戸籍簿及び住民票等の記載事項を照合し、対象権利者を精査するものとする。

(4)土地鑑定評価の実施

公共用地取得に伴う土地鑑定評価を行うものとする。

標準地の鑑定は2社により行い、各画地の比準作業を実施するものとする。

(5)補償額算定書の作成

補償調査対象物件の調査を行い、補償基準等に適合した補償額算定書を作成するものとする。

(6)公共用地交渉用資料の作成等

公共用地交渉用説明資料の作成等は、権利者ごとの処理方針の検討、補償内容等の確認、説明資料の作成等を行うものとする。

(7)公共用地交渉(調書の説明確認)

公共事業に必要となる土地等の取得に伴う用地取得又は建物等の移転等の対象となる権利者に対して、調査結果に基づき、土地や移転の対象となる物件の数量等について調書を作成し、土地の評価(残地補償を含む)の方法及び建物等の補償方針及び補償額の算定内容の説明と確認を行うものとする。

(8)公共用地交渉(補償契約書の説明承諾)

公共事業に必要となる土地等の取得に伴う用地取得又は建物等の移転等の対象となる権利者に対して、承諾を得るための補償契約書に係る説明を行うものとする。

(9)譲渡所得等の課税の特例の適用に関する事前協議

収用等により用地取得又は建物等の移転等により交付される各種の補償金に対して譲渡所得等の課税の特例の適用に関する国税局との事前協議資料の作成及び事前協議を行うものとする。

(業務数量)

第16条 補償調査・用地取得交渉に関する業務数量は以下のとおりとする。

1、補償調査・用地取得交渉

(1)業務対象権利者数

10名(土地所有者8名、土地建物所有者2名)

(2)業務対象範囲

約1.0ha

(3)土地鑑定評価関連

標準地鑑定:2箇所

比準対象地:12画地

(4)補償対象物件

①建物調査算定対象(以下の区分による)

木造C(70㎡未満) 2件

②附帯工作物調査算定対象(以下の区分による)

住宅B 1件

住宅C 1件

③動産調査算定対象(以下の区分による)

倉庫(50㎡未満) 2件

④その他調査対象

消費税調査(営業補償なし) 1件

移転雑費 2件

(5)公共用地交渉

- ①概況ヒアリング(区分B一イ) 8件  
(区分B一ハ) 2件
- ②公共用地交渉用資料の作成等  
(区分B一イ) 8件  
(区分B一ハ) 2件
- ③公共用地交渉(土地・物件調書の説明及び確認)  
(区分B一イ) 8件  
(区分B一ハ) 2件
- ④公共用地交渉(損失補償協議書の提示説明)  
(区分B一イ) 8件  
(区分B一ハ) 2件
- ⑤公共用地交渉(補償契約書の説明及び承諾)  
(区分B一イ) 8件  
(区分B一ハ) 2件
- ⑥移転履行状況等の確認  
(区分B一イ) 8件  
(区分B一ハ) 2件

(成果品)

第17条 補償調査・用地取得交渉に関する成果品は以下のとおりとする。

(1) 補償調査・用地取得交渉

物件調査等標準仕様書(大阪府都市整備部)により作成を行うものとする。

- ①各種協議資料
- ②鑑定評価書及び土地評価調書
- ③補償額算定書
- ④公共用地交渉に係る資料及び調書
- ⑤公共用地取得及び補償に関する契約書案
- ⑥譲渡所得等の課税の特例の適用に関する事前協議資料
- ⑦その他の資料

(2)規格はA4版ファイルとする。(図面折込)

(3)提出部数は、成果品2部、保存媒体(CD-R等)2枚を基本とする。

(4)その他詳細については、打合せ時に協議のこと。

(5)保存媒体には全ての写真、文書、数量表はエクセルデータ、CADデータ及びPDF変換データ等を保存して提出のこと(一般のパソコンで容易に作業できるものとする)。

第3章 詳細設計及び路線測量等業務・発注者支援(現場調整・工事積算)

(業務内容)

第18条 詳細設計及び路線測量等業務・発注者支援(現場調整・工事積算)に関する業務内容は以下のとおりとする。

(1)小川排水路詳細設計及び路線測量等業務に係る業務

本業務の実施に当たっては、大阪府都市整備部が定める「測量、調査及び業務委託等必携」及び大阪府公共測量作業規程(以下「規定」という。)により行うものとする。

(路線測量等)

小川排水路詳細設計に必要な4級基準点、現地測量、路線測量等を行う。

①4級基準点測量(永久埋標なし、都市近郊、平地)・・・4点

作業範囲は、準則第24条(三及び六を除く)の規定によるほかこれらのために必要な作業とする。

②現地測量(1/250、都市近郊、平地)・・・・・・・・ 2,000㎡

作業範囲は、準則第86条(二、五及び七を除く)の規定によるほかこれらのために必要な作業とする。

③路線測量(都市近郊、平地、交通量0～1,000台/12h、単曲線換算曲線数0、測点間隔20m、測量幅45m未満)・・・・・・・・・・・・0.13km

作業範囲は、準則第388条(二及び七及び八を除く)の規定によるほかこれらのために必要な作業とする。

(作業計画、現地踏査、中心線測量、仮BN設置測量、縦断測量、縦断測量、横断測量)

(小川排水路詳細設計)

小川排水路整備工事発注に必要な詳細設計を行う。(予備設計なし。)

1) 設計図の作成

主要な設計図は、下記により作成することとし、図面完成時には、甲の承認を受けなければならない。

①位置図

②平面図

③詳細平面図

④縦断面図

⑤横断面図

⑥構造図

⑦仮設図

2) 各種計算

構造計算、仮設計算、補助工法、耐震設計等の計算に当たっては、甲と十分打合せの上、計算方針を確認して行わなければならない。

3) 数量計算

土工、管、管基礎、覆工等及び構造物、仮設、補助工法、事前事後処理等材料別に数量を算出する。

4) 報告書

報告書は、当該設計に係るとりまとめの概要書を作成するものとし、その内容は、設計の目的・概要・位置、設計項目、設計条件、土質条件、埋設物状況、施工方法、工程表等を集成するものとする。

(2) 発注者支援(現場調整)に係る業務

①設計業務に関する資料作成整理

・設計業務発注に関する資料作成

・設計業務の進捗管理

- ・設計業務成果品の確認・照査
- ②事業進捗に必要な関係官署等との協議資料作成整理
  - ・交安委員会及び警察との協議資料作成
  - ・大阪府、枚方市及び隣接施工者等との協議資料作成
  - ・星田北・星田駅北土地区画整理事業に係る関係機関との協議調整
- ③事業進捗管理に関する資料作成整理
  - ・事業進捗管理に関する資料作成
- ④地元関係者等への事業説明に関する資料作成整理
  - ・事業説明に関する資料作成

(3) 発注者支援(工事積算)に係る業務

都市計画道路星田駅前線街路事業の工事発注に必要な積算を行う。

本業務の実施に当たっては、国土交通省の発注者支援業務共通仕様書の積算技術業務内容により行うものとする。

①積算に必要な現地調査

乙は、積算に必要な現場条件等の調査を行い、調査結果を書面で監督職員に提出のうえ、積算に用いる現場条件について監督職員の承諾を得るものとする。なお、現地調査は、事前に調査職員にその内容を協議の上、行うものとする。

②工事発注図面及び数量総括表(数量計算書)の作成

乙は、契約図書等に明示された工事に関する設計成果等の貸与資料を基に、協議・打合せの上、工事設計書として必要な加工、追加等を行い、工事発注図面、数量総括表(数量計算書)を作成するものとする。なお、数量総括表(数量計算書)は工事工種体系に従うことを原則とする。ただし、資料作成にあたって応力計算、安定計算等は含まない。

③積算資料の作成

乙は、積算のために必要な諸数値(システム入力データ等)の算定を行うものとする。甲から貸与される工事施工のための工程計画及び仮(架)設計画、特記仕様書(現場説明時の参考資料を含む)の各案の確認及び修正を行ったうえで、明確にすべき使用材料、施工方法等の条件の抽出・整理を行うものとする。

④積算システムへの積算データ入力(データリストの作成)

乙は、土木工事標準積算基準書等の積算基準類及び第1項から第3項の結果を基に、積算システムへのデータ入力を行い、その結果を記録媒体(CD等)に保存し提出するものとする。また、入力データリストは出力後確認チェックを行うものとする。

(業務数量)

第19条 詳細設計及び路線測量等業務・発注者支援(現場調整・工事積算)に関する業務数量は以下のとおりとする。

(1) 小川排水路詳細設計及び路線測量等に係る業務

(路線測量等)

- |              |        |
|--------------|--------|
| ①4級基準点測量     | 4点     |
| ②現地測量(1/250) | 2,000㎡ |
| ③路線測量(仮BM設置) | 130m   |
| ④路線測量(中心線測量) | 130m   |

- ⑤路線測量(縦断測量) 130m
- ⑥路線測量(横断測量) 130m

(詳細設計)

- ① 排水面積 0.97ha
- ② 延長 130m
- ③ 設計条件 開きよ

(2) 発注者支援(現場調整)に係る業務

発注者支援(現場調整)の作業量については、下記①②の整備にかかる各種協議調整を行うものとし、技師C：1人×12人/月×10ヶ月程度を想定している。超過業務は10時間/月を想定している。

- ①都市計画道路星田駅前線整備 1件 L=220m
- ②小川排水路整備(開きよ) 1件 L=130m

(3) 発注者支援(工事積算)に係る業務

| 工事件名             | 工事区分                                 | 工事種別                                                                                             |
|------------------|--------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 道路築造等工事<br>・当初設計 | 道路改良 220m<br>舗装 3,500 m <sup>2</sup> | 道路土工、地盤改良、擁壁工、ブロック積工、カルバート工、排水構造物工、構造物撤去工、仮設工、舗装工、縁石工、防護柵工、標識工、区画線工、道路植栽工、道路附属施設工、カルバート工(地下貯留施設) |

(成果品)

第20条 詳細設計及び路線測量等業務・発注者支援(現場調整・工事積算)に関する成果品は以下のとおりとする。

(1) 小川排水路詳細設計及び路線測量等業務に係る業務

(路線測量等)

- ①4級基準点測量
  - ・観測手簿、観測記簿、計算簿、平均図、基準点成果簿、点の記、基準点網図、精度管理表、点検測量簿、その他の資料
- ②現地測量
  - ・現地測量地形図1/250、精度管理表、その他の資料
- ③路線測量
  - ・観測手簿、計算簿、成果表、中心線線形地形図、縦断面図、横断面図、引照点図  
精度管理表

(詳細設計)

- ① 位置図 1/10,000~1/30,000 原図一式・白焼き3部
- ② 施設平面図 1/2,000~1/3,000 //
- ③ 詳細平面図 1/100~1/300 //



|                     |                     |           |
|---------------------|---------------------|-----------|
| ④ 縦断面図              | 縦1/100、横1/300～1/500 | 〃         |
| ⑤ 横断面図              | 1/50～1/100          | 〃         |
| ⑥ 構造図               | 1/10～1/100          | 〃         |
| ⑦ 仮設図               | 1/10～1/100          | 〃         |
| ⑧ 水理計算書             |                     | A4・3部     |
| ⑨ 構造計算書（耐震設計計算書を含む） |                     | A4又はA3・3部 |
| ⑩ 数量計算書             |                     | A4・3部     |
| ⑪ 報告書               |                     | 〃         |
| ⑫ 特記仕様書             |                     | 〃         |
| ⑬ 打合せ議事録            |                     | 〃         |
| ⑭ その他の資料            |                     | 原稿一式      |

(2) 発注者支援（現場調整）に係る業務

- |           |        |
|-----------|--------|
| ① 業務内容報告書 | A4・各1部 |
|-----------|--------|
- ・設計業務及び工事に関する資料
  - ・事業進捗に必要な関係官署等との協議資料
  - ・事業進捗管理に関する資料
  - ・地元関係者等への事業説明に関する資料
  - ・星田北・星田駅北土地区画整理事業に係る関係官署等との協議資料
- |        |       |
|--------|-------|
| ② 業務日報 | A4・1部 |
|--------|-------|
- 業務内容報告書については、適宜報告を行うこと。

(3) 発注者支援（工事積算）に係る業務

- |                        |    |
|------------------------|----|
| ① 工事発注図面及び数量総括表（数量計算書） | 一式 |
| ② 積算資料                 | 一式 |
| ③ 積算データ（記録媒体 CD等）      |    |
| ④ 打合せ記録簿               |    |
| ⑤ 引継事項記載書              |    |

第4章 その他特記事項

第21条 本特記仕様書に疑義が生じた場合は、調査職員と協議するものとする。